

## 維新の党 文書通信交通滞在費の使用内規(案)

| 経常経費               |   |
|--------------------|---|
| 人件費                | 議員活動や国会活動報告等にかかわる費用。扶養手当、通勤手当<br>住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の<br>保険料。(臨時職員含む)   |
| 光熱水費               | 電気、ガス、水道の使用料  |
| 備品・消耗品費            | 机、椅子、ロッカー、複写機等のリース及び使用料、備品の類及び事務用品<br>消耗品等の購入費。<br>印刷費(封筒・名刺等)<br>自動車(事務用に限る)にかかる経費リース料、メンテナンス料、保険料、ガソリン等<br>事務所での茶菓(良識の範囲)   |
| 事務所費               | 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険金<br>修繕費その他これに類する経費で事務所の維持に通常必要とされる経費<br>電話使用料(電報含む)、郵送代、宅配便代<br>携帯電話代、NHK受信料、  |
| 滞在費                | 宿舎の家賃等  |
| 政治活動費              |   |
| 組織活動費              | 政治活動に要する経費。(選挙に関するものを除く)<br>交通費(電車、航空機、タクシー、駐車場代、高速代等・宿泊費)<br>公用車の時間外手当<br>会議費(飲食費用は認めない)<br>議員連盟等の会費<br><b>交際費は禁止</b><br><b>(祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費)</b><br><b>(病気見舞い、餞別、中元、歳暮の儀礼に要する経費)</b><br><b>(政治資金規正法上行われるパーティーの出席経費)など</b> |
| 選挙関係費              | <b>選挙に関する支出は禁止する</b>  |
| 機関紙誌の発行その他の事業費     |   |
| 発行业務費              | 機関紙誌発行业務にかかわる、材料費、印刷費、荷造り発送費<br>原稿料、その他機関紙誌の発行に要する経費  |
| 宣伝事業費              | 機関紙誌の発行以外の政策宣伝・普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く)<br>宣伝用自動車のリース料、維持費の類( <b>自動車の購入は不可</b> )   |
| 政治資金パー<br>ティー開催事業費 | <b>パーティー開催経費に充当することは禁止</b>  |
| 調査研究費              | 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費<br>翻訳代の類   |
| 寄付金                | 政党支部・資金管理団体に限り可能  |